

事業報告書
(自 令和 3 年 9 月 1 日 至 令和 4 年 8 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 守屋医院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 広島県呉市広駅前1丁目2番24号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 7 年 6 月 30 日

(4) 設立登記年月日 平成 7 年 10 月 30 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 守屋医院	広島県呉市広駅前1丁目2番24号	

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

該当なし

法人名 医療法人 守屋医院

所在地 広島県呉市広駅前1-2-24

財 産 目 録
(令和 4年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	119,212 千円
2. 負 債 額	28,878 千円
3. 純 資 産 額	90,333 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	64,905
B 固 定 資 産	54,307
C 資 産 合 計 (A + B)	119,212
D 負 債 合 計	28,878
E 純 資 産 (C - D)	90,333

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2 (診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人 守屋医院
所在地 広島県呉市広駅前1-2-24

貸 借 対 照 表

(令和 4年 8月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	64,905	I 流 動 負 債	3,881
II 固 定 資 産	54,306	II 固 定 負 債	24,997
1 有 形 固 定 資 産	31,351	(うち医療機関債)	(0)
2 無 形 固 定 資 産	995	負 債 合 計	28,878
3 そ の 他 の 資 産	21,960	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	(0)	科 目	金 額
		I 基 金	22,500
		II 積立金	67,833
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	90,333
資 産 合 計	119,212	負債・純資産合計	119,212

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2 (診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人 守屋医院

所在地 広島県呉市広駅前1-2-24

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	106,406
2 事業費用	98,193
本来業務事業利益	8,212
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	8,212
II 事業外収益	195
III 事業外費用	285
経常利益	8,122
IV 特別利益	1,773
V 特別損失	195
税引前当期純損失	9,700
法人税等	871
当期純損失	8,828

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 守屋医院

理事長 守屋 英一 殿

私（注 1）は、医療法人 守屋医院の令和 4 年会計年度（令和 4 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私（注 1）は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 4 年 10 月 25 日

医療法人 守屋医院

監事

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。